

令和 8 年度 第 1 回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税条例改正関係】

- 1 未就学児に係る均等割額軽減の拡充について

——— 1

【国民健康保険税関係】

- 1 未就学児に係る均等割軽減の拡充について

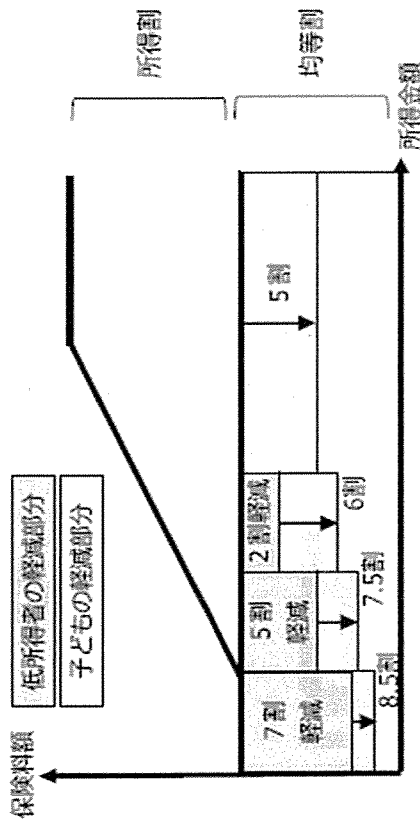
国民健康保険制度改革の推進

- 国民健康保険制度の持続的な財政運営、負担能力に応じた負担等の観点から、以下の見直しを行う。

(1) 子育て世帯の保険料負担軽減

- 令和4年4月から、未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）により軽減する措置を講じているところ、子育て世帯の更なる負担軽減のため、5割の軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する。

（参考）軽減対象者数 ⇒ 高校生年代まで
未就学児 約50万人 （+約140万人） 約180万人



出典：令和8年6月18日開催第212回社会保障審議会医療保険部会資料抜粋